

## ○幌延町簡易水道事業給水条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幌延町簡易水道事業給水条例（平成10年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の新設等の申込み)

第2条 条例第4条に規定する給水装置の新設、改造、修繕、撤去の申し込みは、給水装置工事承認申込書（別記第1号様式）により行わなければならない。

第3条 削除

(給水装置の口径)

第4条 給水装置の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率等を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(指定給水装置工事事業者証の交付)

第5条 町長は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定を行ったときは、速やかに幌延町指定給水装置工事事業者証（別記第2号様式）を交付する。

2 指定給水装置工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は法第25条の11の指定の取消しを受けたときは、幌延町指定給水装置工事事業者証を町長に返納するものとする。

3 指定給水装置工事事業者は、幌延町指定給水工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定等の公示)

第6条 法第16条の2第1項の指定をしたとき及び法第25条の11第1項の指定を取り消したときは、幌延町役場掲示板に掲示して公示する。

(設計審査及び工事検査)

第7条 指定給水装置工事事業者は、条例第6条第2項に規定する設計審査及び工事竣工後の工事検査を受けるため、指定給水装置工事検査申請書（別記第3号様式）に設計図を添えて、申請しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて町長の検査を受けなければならない。

(町長による工事の施行)

第8条 町長に給水装置工事の施行の申し込みがあったときは、町長は、速やかに係員を派遣し、現地調査の上設計をなし工事費用の概算額及び施行上必要と認める事項を申込人に通知しなければならない。

(工事費分納の承認)

第9条 条例第10条に定める工事費の分納の承認を受けようとする者は、工事費の概算額の2分の1以上を納付するときに、町長の認める保証人2人以上の連署による給水装置工事費分割納付承認申請書（別記第4号様式）に分割納付証書（別記第5号様式）を添えて提出しなければならない。

(給水装置の修理等)

第10条 町長の施行した給水装置が、給水開始後80日以内に破損した場合の修理に要する費用は徴収しない。ただし、天災地変又は使用者の故意若しくは過失に起因すると認められたものは、この限りでない。

(給水契約の申込み)

第11条 条例第15条に定める給水契約の申込みは、給水申込書（別記第6号様式）により行わなければならない。

(代理人等の選定届)

第12条 条例第16条の規定による給水装置の所有者の代理人又は条例第17条の規定による管理人の選定若しくは変更の届出は、代理人・管理人選定（変更）届（別記第7号様式）により行わなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第13条 条例第20条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第20条第1項第1号、第2号及び第2項第1号の届出は、水道使用変更届（別記第8号

様式)により行わなければならない。

(2) 条例第20条第1項第3号及び第2項第2号の届出は、消火栓使用届(別記第9号様式)により行わなければならない。

(給水装置及び水質検査の請求)

第14条 条例第23条第1項の規定による検査の請求は、給水装置・水質検査請求書(別記第10号様式)により行わなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第14条の2 条例第37条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(使用料区分の用途別内容)

第15条 条例第25条に定める使用料区分の用途別内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 一般家庭用は、営業を伴わない普通家庭の日常生活に必要な水道水として使用するもの

(2) 団体用は、官公署、学校、病院、会社、事務所その他これらに類似すると認めるもの

(3) 営業用は、旅館、下宿、貸席、料理店、飲食店、豆腐、コンニャク製造業、染物、洗濯、写真、冷菓製造、理容、美容、菓子製造、遊技場の各業その他これらに類似すると認めるもの

(4) 工業用は、工場等の雑用水、消防用水、水産加工用品、氷用品、工事用水その他これらに類似すると認めるもの

(使用料区分の協議)

第16条 前条第2号、第3号、第4号の各同一業栓において、営業の規模又は形態により著しく使用水量に相違があると認めるものについては、町長の判定により使用料区分を協議決定する。

(工事費等負担金の額の決定等)

第16条の2 町長は、条例第31条の2第1項の規定による給水の申し込みを受け、簡易水道事業の運営に支障がないと認めるときは、次条の規定により工事費等負担金の額を決定し、当該申込者に通知するものとする。

2 申込者は、前項の通知を受けたときは、町長の指定する日までに前項の工事費等負担金の全額を納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、分納することができる。

3 既納の工事費等負担金は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(工事費等負担金の額の算定)

第16条の3 条例第31条の2第2項に規定する工事費等負担金の額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

(1) 設置に要する費用及びこれに付随する費用

ア 工事請負費

イ 調査設計費

ウ 設計監理費

エ その他の費用

(2) 維持管理に要する費用

ア 電力料

イ その他の費用

(水道係員の証票)

第17条 給水装置等の検査を行う水道係員は、その証票(別記第11号様式)を携帯し使用者の請求に応じ、これを掲示しなければならない。

(委任)

第18条 この規則の施行に関して必要な事項、その他必要ある場合は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。  
(幌延町簡易水道事業給水条例施行規則等の廃止)
  - 2 幌延町簡易水道事業給水条例施行規則(昭和38年規則第8号)及び幌延町簡易水道給水条例施行細則(昭和38年細則第1号)は、廃止する。  
附 則(平成15年3月17日規則第6号)  
この規則は、平成15年4月1日から施行する。  
附 則(平成15年9月18日規則第18号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 別記第1号様式(第2条関係)



幌延町指定給水装置工事事業者証

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定に基づき、幌延町指定給水装置工事事業者に指定したので、幌延町簡易水道給水条例施行規則第6条の規定に基づきこの証を交付する。

年 月 日

幌延町長



別記第3号様式（第7条関係）

指定給水装置工事検査申請書

No.  
年 月 日

幌延町長 様

指定給水装置工事事業者 住 所  
氏 名 ㊟  
電 話

施行指定を受けた給水装置の工事について、次のとおり検査を申請します。

給水装置工事申請者			
住 所			
氏 名 ㊟			
設計審査の予定年月日			年 月 日
工事竣功検査の予定年月日			年 月 日
備   考	手数料		
	○給水装置設計手数料	件	円
	○設計審査手数料	件	円
	○工事検査手数料	件	円
	○そ の 他	件	円
検査員			㊟

別記第4号様式（第9条関係）

給水装置工事費分割納付承認申請書		No.
		年 月 日
<p>幌延町長                      様</p> <p>下記のとおり分割納付したいので承認願いたく、万一納付義務不履行の場合は連帯保証人において、納付いたすべく連署をもって申請いたします。</p>		
申請人		住所
		氏名
保証人		住所
		氏名
保証人		住所
		氏名
記		
装置の場所	幌延町	
工事の種別	新設	改造
		修繕
工事費概算額	一金	円也
第1回納付額	一金	円也（工事費の半額以上）

別記第5号様式（第9条関係）

分 割 納 付 証 書

第2回納付	年	月	日	一金	円也	
第3回納付	年	月	日	一金	円也	
第4回納付	年	月	日	一金	円也	
第5回納付	年	月	日	一金	円也	
第6回納付	年	月	日	一金	円也	精算残額

別記第6号様式（第11条関係）

給 水 申 込 書

年 月 日

幌延町長 様

(申込者)

住所

氏名



幌延町簡易水道事業給水条例の規定を遵守し、次のとおり給水を受けたいので承認願います。

用 途	一般家庭用 団体用 営業用 工業用
家 族 人 員	
支 柱	本
使用開始年月日	年 月 日
備 考	使用箇所 ( ) 勤務先 ( )

別記第7号様式 (第12条関係)



代理人  
管理人 選定(変更)届

年 月 日

幌延町長 様

給水装置所有者

住 所

氏 名

印

次のとおり代理人  
管理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	幌延町
代理人又は管理人 の 住 所・氏 名	印

別記第8号様式(第13条関係)

水 道 使 用 変 更 届

年 月 日

幌延町長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊟

届 出 の 種 類	使用中止 用途変更 使用箇所（使用者）の変更
給 水 装 置 の 場 所	幌延町
使 用 者 氏 名	㊟
中 止（変 更）年 月 日	年 月 日
用 途 変 更 の 場 合	変更前用途（ ） 変更後用途（ ）
使 用 箇 所（又 は 使 用 者）変 更 の 場 合	変更前（ ） 変更後（ ）
備 考	

別記第9号様式（第13条関係）

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

※受 付 印	幌延町長 様  消火栓使用者 住所 氏名										
下記のとおり消火栓を <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用したいので届け出ます。</li> <li>2 使用したので届け出ます。</li> </ol>											
使 用 日 時	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分まで</td> </tr> </table>	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで
年	月	日	時	分から							
年	月	日	時	分まで							
使 用 目 的	演習 火災 その他 ( )										
消火栓の設置場所											
使 用 責 任 者											
そ の 他											
備 考											

給 水 装 置  
水 質 検 査 請 求 書

年 月 日

幌延町長 様

請求者 住所  
氏名

㊟

次の理由により給水装置の検査を請求いたします。

1 給水装置の場所 幌延町

2 検査請求の理由（できるだけ詳細に記入してください。）

別記第11号様式（第17条関係）

